

令和3年3月30日
経営発第123号

裁 決 書

審査請求人 ●● ●●

処 分 庁 福知山市長 大 橋 一 夫
(市民総務部市民課長)

審査請求人が令和2年7月20日に提起した処分庁による墓地経営許可申請却下処分に係る審査請求(墓地経営許可申請却下処分事件(令和2年経営(審)第1号))について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和2年5月7日、審査請求人は、墓地等の経営の許可に関する規則(平成24年福知山市規則第27号。以下「規則」という。)第4条に規定する墓地等経営許可申請書(規則様式第1号)及び添付資料を処分庁へ提出し、処分庁は同申請(以下「本件申請」という。)を受理した。
- 2 令和2年5月22日、処分庁は本件申請の審査に伴い、記載内容及び添付資料に不備が認められたため、審査請求人に対し令和2年6月5日を期限として修正及び資料添付するよう書面にて通知を行った。
- 3 令和2年6月8日、審査請求人より期限までに書類補正等の提出がなされなかったため、再度提出期限を設け、本件申請における書類補正等について再

通知を行った。

- 4 令和2年6月12日、審査請求人は処分庁の許可事務の担当部署である市民総務部市民課に来庁し、本件申請に係る書類補正等の内容を確認し、市民課担当者は審査請求人に対し書類補正期限である令和2年6月15日の期限をもって処分を行うことを口頭により通知した。
- 5 令和2年6月15日、処分庁は、本件申請に関し書類補正期限が到来したことから、規則により審査を行い、令和2年6月23日付けにて本件申請における墓地経営許可申請を却下する処分を行うとともに、審査請求人に書面にて通知した。
- 6 令和2年7月20日、審査請求人より本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件申請に対する処分庁の決定が、規則第3条第1項第1号に定める経営者でないことを理由に却下としているが、規則の条文について処分庁より明確な説明を受けていないというものである。

また、規則第4条第1項に定める申請書記載の不備及び同条第2項に定める添付書類について期限内に提出されないことを理由として却下処分をされているが、本件申請が協議中かつ補正中の内容であることから却下の理由に該当しないというものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分について、審査請求人が規則第3条第1項第1号の条文の明確な説明を受けていないことに対して、平成25年の相談時点において、当時所管課であった生活交通課職員から、墓地建設の要件として公益社団法人であることが必要であると説明しており、審査請求人はその説明をもって京都府と相談している事実からも、条文の説明を受けていないことは否認すると反論している。

また、規則第4条第1項に定める申請書記載の不備及び同条第2項に定める添付書類が期限内に提出されないことを処分理由の一つとしているが、審査請求人が本件申請は現在協議中かつ補正中の内容であることから却下の理

由に該当しないと主張している点については、一連の申請資料一式の補正以外にも規則で必要とされる添付資料が未添付の状況であることに加え、本件申請内容の審査により指摘した事項に係る補正書類の提出について、提出期限の延長を含め一定期間を設けた上で書類提出を求めていることから、審査請求人の主張を否認すると反論している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 規則第3条第1項第1号では、本件申請に係る墓地等の設置者は「地方公共団体」又は「宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人、公益社団法人又は公益財団法人」に限られている。

本市規則は、厚生省生活衛生局長より平成12年12月6日付けで发出された「墓地経営・管理の指針等について」において、「2 墓地経営の許可に関する指針（2）墓地経営主体」の項に示されている墓地の永続性及び非営利性の観点から営利企業を墓地経営主体として認めるべきものではないとの見解や、墓地経営主体は「市町村等の地方公共団体が原則であり、これにより難しい事情があっても宗教法人、公益法人等に限る」という、当該通知の趣旨に沿うものであって、何ら違法又は不当な点は認められない。

(2) 規則第4条第2項において、許可申請に際し必要書類を明記している点についても、墓地の永続性及び周辺的生活環境との調和等から求めているものであり、通知の趣旨に沿うものであって、何ら違法又は不当な点は認められない。

2 本件処分について

(1) 本件処分は、処分庁が審査請求人に対し、規則に定める経営者でないこと、規則に定める申請書記載の不備が期限内に補正されないこと及び規則に定める添付書類が期限内に提出されないことをもって、申請を却下したものである。

(2) 規則に定める経営者でないとの処分理由については、先に確認した適法かつ妥当な規則に基づくものであるから、当該理由による処分も適法かつ妥当である。

(3) 審査請求人が主張する規則に定める経営者でないことについて明確な説明を受けていない点については、審査請求人が経営する施設の職員が、平成25年に当時の処分庁担当課との協議後、京都府総務部政策法務課公

益法人担当職員に、新公益法人制度に係る個別相談を行った事実から判断すると、少なくとも審査請求人は規則第3条第1項第1号に定める法人格は、公益社団法人又は公益財団法人である事実を認識していたものと認められる。

仮に、処分庁において、規則第3条第1項第1号に定める法人格について十分な説明がなされていなかった、あるいは、審査請求人の所属する法人での申請が認められうるものと誤認していたとしても、本件処分は、法令の規定に従っていることから適法であり、審査請求人の求める明確な説明の有無は、本件処分の結果を左右するものではない。

- (4) なお、審査請求人は反論書において、社会福祉法人として申請するよう処分庁から進言があった旨主張しているが、処分庁はこれを否定しており、両者の言い分が食い違っている。この点については、本件審査請求に係る全記録を見てもいずれが真実であるか判断をすることができない。
- (5) また、審査請求人は、口頭意見陳述において社会福祉法人が墓地の経営者となりうる根拠として他の自治体での事例に言及し、反論書の末尾においてもそれと関連すると思われる情報を記載している。しかし、墓地の経営主体については、各自治体の実情において決定すべきものであり、本市において社会福祉法人が墓地の経営者となりうる根拠にはならないし、本市の規則や本件処分が違法又は不当である根拠にもならない。
- (6) 次に、規則第4条第1項に定める申請書類記載の不備が期限内に補正されなかった点及び同条第2項に定める添付書類が期限内に提出されなかった点について、規則別記様式第1号及び規則第4条第2項に規定されており、申請書類に不備があれば申請者に書類補正を求めることは、規則に定める扱いであるため違法又は不当なものではない。また、処分庁は、2回に渡り期限を設定し書類補正を促しているが、当該補正期限についても不相当に短いものとは認められない。
- (7) また、審査請求人が申請書類を提出した時点で、処分庁が提出書類に基づき検討することは当然の行為であり、協議中であったとしても、処分庁は期限を定め2回に渡り補正を促していることから、その期限をもって協議を終了するものと扱うことは通常である。仮に、補正内容について協議中であったのであれば、前述のとおり処分庁が設定している補正期限内に、処分庁に対し補正完了の見込み時期を伝える、補正期限の延長を求める等の行動をとることが通常であるが、審査請求人がそのような行動をした事実は認められず、補正中であったとの事実を認めることはできない。
- (8) 処分庁は、規則第4条第2項第12号に基づいて、墓地を設置すること

について隣接病院の承諾書を提出するよう求めているが、これに対し審査請求人は提出が不要と主張しており、不要とする理由として、同意は得られているが書面化が出来ない旨述べる。しかし、墓地が永続的に存続することを前提とすれば、将来的に問題が発生する可能性に備えて、許可時点で書面において病院の明確な意思・意向を確認する必要があることから、審査請求人の主張の正当性は認められない。

(9) 以上のことから、本件処分は規則に基づき処分されたものであり、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年3月30日

審査庁 福知山市長 大橋 一夫

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福知山市を被告として（訴訟において福知山市を代表する者は福知山市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えについては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福知山市を被告として（訴訟において福知山市を代表する者は福知山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することは出来なくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。